五　第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の組合員等の全てが一の口座において次号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合で、第九項第三号に掲げる事項について変更があつたときは、当該変更があつた後、当該組合員等の全てが非課税適用申告書を提出する非居住者又は外国法人である旨

六　当該異動届出書を提出する特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称

七　前号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者を経由して提出した組合等届出書の提出年月日

八　その他参考となるべき事項

第三条の十八第二十項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　法第五条の二第十四項に規定する組合等届出書に記載した財務省令で定める事項は、第九項第一号又は第三号に掲げる事項とする。

第三条の十八第十九項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第三条第二十二項」を「第三条第二十三項」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十二項」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第三条第十九項第二号ロ又は第二十項第二号ロ」を「第三条第二十項第二号ロ又は第二十一項第二号ロ」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第三条第二十項第二号イ」を「第三条第二十一項第二号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第五条の二第九項第二号及び第十項第二号」を「第五条の二第十一項第二号及び第十二項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項第四号中「第三十五項第三号ロ(3)」を「第四十二項第三号ロ(3)」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第五条の二第九項第一号及び第十項第一号」を「第五条の二第十一項第一号及び第十二項第一号」に改め、同項第一号及び第二号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第三条第十九項第二号ロ及び第二十項第二号ロ」を「第三条第二十項第二号ロ及び第二十一項第二号ロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第三条第十九項第二号ロ及び第二十項第二号ロ」を「第三条第二十項第二号ロ及び第二十一項第二号ロ」に改め、同項第一号中「第三条第十九項第二号ロ」を「第三条第二十項第二号ロ」に、「同条第二十項第二号ロ」を「同条第二十一項第二号ロ」に、「同条第十九項第二号ロ」を「同条第二十項第二号ロ」に改め、同項第二号中「第三条第十九項第二号イ又は第二十項第二号イ」を「第三条第二十項第二号イ又は第二十一項第二号イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第三条第十九項第二号イ」を「第三条第二十項第二号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第三条第十二項」を「第三条第十三項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三条第十二項」を「第三条第十三項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項第二号中「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9　法第五条の二第四項第一号に規定する組合等届出書（以下この条において「組合等届出書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該組合等届出書を提出する当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

二　当該組合等届出書を提出する特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

三　第一号に規定する特例対象組合の組合員又は特例対象信託の法第五条の二第四項第二号に規定する受益者等（以下この号において「受益者等」という。）（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める者とする。以下この条において「組合員等」という。）の各人別の氏名又は名称及び住所等、非課税適用申告書の提出の有無並びに損益分配割合

イ　当該特例対象組合の組合員又は特例対象信託の受益者等が組合契約による組合又は信託（法第五条の二第四項に規定する信託をいう。以下この号において同じ。）の受益者である場合　当該組合の組合員又は信託の受益者等

ロ　イ又はハに定める組合員又は受益者等が組合契約による組合又は信託の受益者である場合　当該組合の組合員又は信託の受益者等

ハ　ロに定める組合員又は受益者等が組合契約による組合又は信託の受益者である場合　当該組合の組合員又は信託の受益者等

四　第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の組合員等の全てが一の口座において第二号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該組合員等の全てが非課税適用申告書を提出する非居住者又は外国法人である旨

五　その他参考となるべき事項

10　前項第三号に規定する損益分配割合とは、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める割合をいう。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約　同法第六百七十四条の規定による損益分配の割合

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約　同法第十六条において準用する民法第六百七十四条の規定による損益分配の割合

三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約　同法第三十三条に規定する損益分配の割合

四　施行令第三条第十一項第三号に規定する外国組合契約　当該外国組合契約に係る前三号に掲げる割合に類する割合

五　特例対象信託　当該特例対象信託の信託財産に帰せられる収益の額のうちに所得税法第十三条第一項の規定により当該特例対象信託の各組合員等の収益とみなされる額の占める割合

11　法第五条の二第四項第二号に規定する組合等所有期間明細書（以下この項において「組合等所有期間明細書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該組合等所有期間明細書を提出する当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

二　当該組合等所有期間明細書を提出する特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

三　第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の組合員等が前号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の銘柄、当該銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の総額

四　前号に規定する組合員等の各人別の氏名又は名称及び住所等並びに同号に規定する振替国債又は振替地方債の銘柄ごとのこれらに係る所有期間及び利子の額

五　その他参考となるべき事項

第三条の十八第六項第二号中「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に、「第二十八項第一号」を「第二十二項第一号」に、「第五条の二第二十一項又は第二十二項」を「第五条の二第二十三項又は第二十四項」に、「第二十二項第五号」を「第二十八項第五号」に、「第二十八項第四号」を「第二十八項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七項まで」を「第八項まで」に改め、同項第一号中「が適格外国証券投資信託」を「が施行令第三条第二項に規定する適格外国証券投資信託等（以下この条において「適格外国証券投資信託等」という。）」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項第四号中「第六項第四号、第七項第四号及び第四十項第二号」を「以下この条」に改め、同項第五号中「第六項第五号及び第七項第五号」を「第七項第五号及び第八項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。